

事務連絡

令和5年6月27日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿

各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

令和6年度からの大規模非住宅建築物の省エネ基準の引き上げについて（周知）

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の施行の準備について（令和4年12月7日国住参建第3595号）」において、大規模な非住宅建築物の省エネ基準の水準を引き上げるため、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第3号。以下「改正基準省令」という。）が令和4年12月7日に公布され、令和6年4月1日に施行される旨、通知をしているところです。

こうした内容は、これまで国土交通省ホームページ等を通じて幅広くご案内してきたところですが、その施行時期が近づいたため、非住宅建築物所有者・管理者及び建築建設関係団体への案内に合わせ、改めて下記のとおり通知します。

貴職においては、貴都道府県・指定都市建築営繕主務部局長に加え、貴管内の所管行政庁及び各地方公共団体建築営繕主務部局長に対してもこの旨周知方お願いします。

記

第1 大規模非住宅建築物の基準引上げ及び新築又は増築・改築に際しての基準適合について

新築又は増築・改築後の床面積が2,000㎡以上となる非住宅建築物の省エネ基準について、改正前においては、省エネ基準における設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないことを求めています。

改正後において、BEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除した値。以下同じ。）が、用途に応じた数値（工場等：0.75（基準から25%削減）、事務所等、ホテル等、百貨店等及び学校等：0.8（同20%削減）、病院等、飲食店等及び集会場等：0.85（同15%削減））を超えないこととしており、改正前に比べて基準の水準が引き上げられます。

改正省令の施行日（令和6年4月1日）以降に、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して建築物エネルギー消費性能適合性判定を申請する建築物について、引上げ後の基準への適合が必要となりますので、貴職におかれましては、所要の性能を有した非住宅建築物の設計・建築に向けて適切に対応されるようお願いいたします。

第2 令和6年4月1日に現存する建築物の増築・改築を行う場合の経過措置について

既存の建築物の増築・改築を行う場合について、改正基準省令の第1に係る規定の施行日（令

和6年4月1日)において現に存在する建築物の増築・改築に関する経過措置を設けており、非住宅部分について $BEI \leq 1.0$ に適合することとしています。

なお、上記の経過措置については、令和7年4月に予定する、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号。)の施行までの措置とすることを想定しており、同法施行以後に工事に着手する建築物の増築・改築については、当該増築・改築をする建築物の部分のみを省エネ基準に適合させることに留意ください。

また、本法においては、同一敷地内に別棟を増築する場合は、新築として扱われ、上記の経過措置の対象とはならないため、留意ください。

第3 エネルギー消費性能に係る計算支援プログラムにおける評価の合理化について

非住宅部分のエネルギー消費性能の算出にあたり、計算支援プログラムとして詳細な計算を行う「エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver. 3」及び簡易な計算を行う「モデル建物法入力支援ツール Ver. 3」を国立研究開発法人 建築研究所のホームページ上で公開しています。

今般の基準引上げに対応し、従来、一部の省エネ技術について「エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver. 3」でしか評価できなかったところ、今年秋以降は、「モデル建物法入力支援ツール Ver. 3」でも評価できることとする合理化を行う予定です。

以上